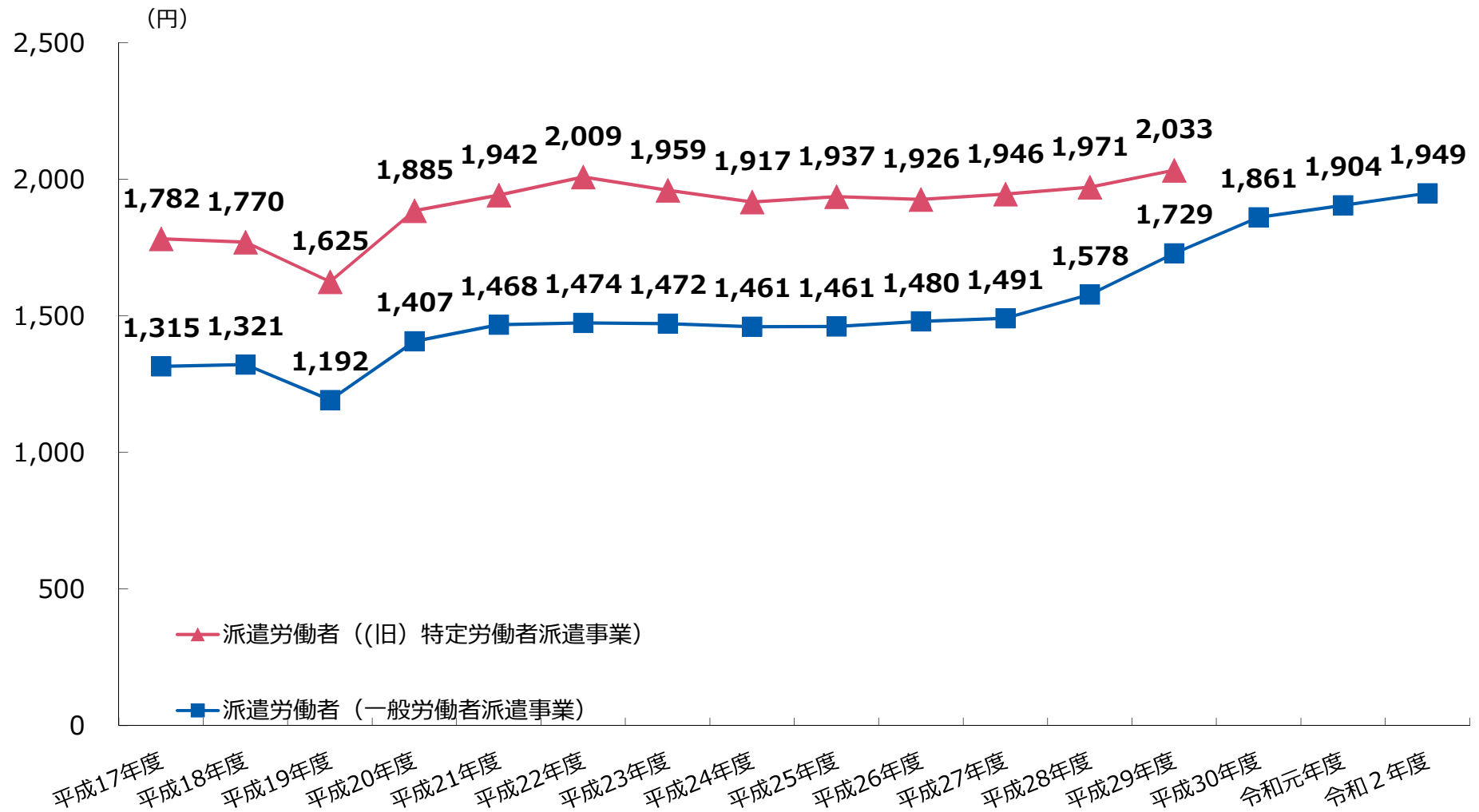


派遣労働者の賃金（時間給）の推移



資料出所：厚生労働省「労働者派遣事業報告（年度報告）」

※ 「派遣賃金」は、労働者派遣の対価として派遣元事業主から派遣労働者へ支払われるものについて、1時間換算したもの。

※ 平成27年度については改正法施行前後の集計結果の平均を採用（参考値）

※ (旧) 特定労働者派遣事業に係る経過措置期間が平成30年9月29日で終了したため、平成30年度以降は一般労働者派遣事業のみの集計